

新型インフルエンザ等対策政府行動計画 新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

変更案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>I. 始めに</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 取組の経緯</p> <p>我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年(2005年)に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「<u>新型インフルエンザ対策行動計画</u>」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年(2008年)の<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号)</u>で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年(2009年)2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。</p> <p>同年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現</p>	<p>目次 (略)</p> <p>I. 始めに</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 取組の経緯</p> <p>我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年(2005年)に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「<u>新型インフルエンザ対策行動計画</u>」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年(2008年)の「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号。)</u>」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年(2009年)2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。</p> <p>同年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現</p>

場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年（2012年）4月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3 （略）

II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II - 1 ～ II - 4 （略）

II - 5. 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国

場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年（2012年）4月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3 （略）

II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II - 1 ～ II - 4 （略）

II - 5. 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国

際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、
新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進
に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣
僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する
関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組み
を通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつ
つ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における
発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で
基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験
者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2～7 （略）

II - 6. 政府行動計画の主要6項目

本政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目
的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保
護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小とな
るようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策
について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、
「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、

際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、
新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進
に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣
僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥イ
ンフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会
議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推
進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつ
つ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における
発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で
基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験
者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2～7 （略）

II - 6. 政府行動計画の主要6項目

本政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目
的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保
護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小とな
るようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策
について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、
「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、

「(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1) 実施体制

(略)

33 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えな
い範囲において別途、個別に決定される。

(2)・(3) (略)

(4) 予防・まん延防止

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 予防接種

i) (略)

ii) 特定接種

ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下

「(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1) 実施体制

(略)

33 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えな
い範囲において別途、個別に決定される。

(2)・(3) (略)

(4) 予防・まん延防止

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 予防接種

i) (略)

ii) 特定接種

ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下

「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者
(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならぬ。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおり

「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者
(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならぬ。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおり

りとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護・福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ii-2) (略)

iii) 住民接種

iii-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態

りとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ii-2) (略)

iii) 住民接種

iii-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態

宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の 4 群に分類することを基本とする。

①～④ （略）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条第 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) ～ 3) （略）

宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の 4 群に分類することを基本とする。

①～④ （略）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) ～ 3) （略）

<p>iii-2) (略)</p> <p>iv) ~ v) (略)</p> <p>(5) 医療</p> <p>(ア) ~ (エ) (略)</p> <p>(オ) <u>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</u></p> <p>① <u>最新の諸外国における備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者（被害想定において全人口の25%がり患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量</u>を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、<u>現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等</u>も勘案する。</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>II - 7 (略)</p> <p>III. 各段階における対策</p> <p>未発生期</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>(2) -1 情報収集</p> <p>国は、<u>新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所（WHO インフルエンザコロボレーティングセンター等）及び検疫所は、情報を得た</u></p>	<p>iii-2) (略)</p> <p>iv) ~ v) (略)</p> <p>(5) 医療</p> <p>(ア) ~ (エ) (略)</p> <p>(オ) <u>抗インフルエンザウイルス薬等</u></p> <p>i) <u>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</u></p> <p>① 諸外国における備蓄状況や<u>最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量</u>を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、<u>現在の備蓄状況や流通の状況等</u>も勘案する。</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>II - 7 (略)</p> <p>III. 各段階における対策</p> <p>未発生期</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>(2) -1 情報収集</p> <p>国は、<u>新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所（WHO インフルエンザコロボレーティングセンター等）及び検疫所は、情報を得た</u></p>
--	--

場合には、速やかに関係部局に報告する。情報収集源としては、以下のとおりとする。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)

- ・ 国際機関 (WHO、OIE、国連食糧農業機関 (FAO) 等)
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門
- ・ 地方公共団体

(2) -2・(2) -3 (略)

(3) (略)

(4) 予防・まん延防止

(4) -1 (略)

(4) -2 予防接種

(4) -2-1～(4) -2-4 (略)

(4) -2-5 接種体制の構築

(4) -2-5-1 特定接種

国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。

(厚生労働省、関係省庁)

(4) -2-5-2 (略)

(4) -2-6 (略)

(5) 医療

場合には、速やかに関係部局に報告する。情報収集源としては、以下のとおりとする。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)

- ・ 国際機関 (WHO、OIE、国連食糧農業機関 (FAO) 等)
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方公共団体

(2) -2・(2) -3 (略)

(3) (略)

(4) 予防・まん延防止

(4) -1 (略)

(4) -2 予防接種

(4) -2-1～(4) -2-4 (略)

(4) -2-5 接種体制の構築

(4) -2-5-1 特定接種

国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。

(厚生労働省、関係省庁)

(4) -2-5-2 (略)

(4) -2-6 (略)

(5) 医療

(5) -1 (略)

(5) -2 国内感染期に備えた医療の確保

国、都道府県等は以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

① (略)

② 都道府県等は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

③～⑧ (略)

(5) -3～ (5) -7 (略)

(5) -8 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

① 国及び都道府県は、最新の諸外国における備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者（被害想定において全人口の25%がり患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。（厚生労働省）

②・③ (略)

(6) (略)

(5) -1 (略)

(5) -2 国内感染期に備えた医療の確保

国、都道府県等は以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

① (略)

② 都道府県等は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

③～⑧ (略)

(5) -3～ (5) -7 (略)

(5) -8 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

① 国及び都道府県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。（厚生労働省）

②・③ (略)

(6) (略)

海外発生期

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 予防・まん延防止
- (4) -1 ~ (4) -4 (略)
- (4) -5 予防接種
- (4) -5-1・(4) -5-2 (略)
- (4) -5-3 接種体制
- (4) -5-3-1 特定接種
 - ①~③
 - ④ 都道府県及び市町村は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(厚生労働省)
- (4) -5-3-2 (略)
- (4) -5-4・(4) -5-5 (略)
- (5)・(6) (略)

国内発生早期

- (1) 実施体制
- (1) -1 ~ (1) -3 (略)
- (1) -4 緊急事態宣言の措置
- (略)
- 70 特措法第34条

海外発生期

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 予防・まん延防止
- (4) -1 ~ (4) -4 (略)
- (4) -5 予防接種
- (4) -5-1・(4) -5-2 (略)
- (4) -5-3 接種体制
- (4) -5-3-1 特定接種
 - ①~③
 - ④ 都道府県及び市町村は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(厚生労働省)
- (4) -5-3-2 (略)
- (4) -5-4・(4) -5-5 (略)
- (5)・(6) (略)

国内発生早期

- (1) 実施体制
- (1) -1 ~ (1) -3 (略)
- (1) -4 緊急事態宣言の措置
- (略)
- 70 特措法第36条

(2) ~ (5) (略)

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6) -1・(6) -2 (略)

(6) -3-1 (略)

(6) -3-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都道府県、市町村、指定地方公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6) -3-3 ~ (6) -3-7 (略)

国内感染期

(1) 実施体制

(1) -1 (略)

(1) -2 緊急事態宣言がされている場合の措置
(略)

76 特措法第34条

(2) ~ (5) (略)

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6) -1・(6) -2 (略)

(6) -3-1 (略)

(6) -3-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6) -3-3 ~ (6) -3-7 (略)

国内感染期

(1) 実施体制

(1) -1 (略)

(1) -2 緊急事態宣言がされている場合の措置
(略)

76 特措法第36条

77 特措法第 38 条、第 39 条

(2) ・ (3) (略)

(4) 予防・まん延防止

(4) -1～ (4) -3 (略)

(4) -4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、都道府県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 都道府県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 都道府県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

都道府県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表

77 特措法第 38 条、39 条

(2) ・ (3) (略)

(4) 予防・まん延防止

(4) -1～ (4) -3 (略)

(4) -4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれるの特別な状況において、都道府県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 都道府県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 都道府県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

都道府県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表

する。

- 都道府県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

都道府県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② (略)

(5)・(6) (略)

小康期 (略)

(別添)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

する。

- 都道府県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

都道府県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② (略)

(5)・(6) (略)

小康期 (略)

(別添)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁	業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、 <u>国立研究開発法人国立がん研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立循環器病研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立国際医療研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立成育医療研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立長寿医療研究センター</u> 、独立行政法人国立病院機構の病院、 <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u> の病院、 <u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u> の病院、日本赤十字病院、社会福	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省	重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、 <u>独立行政法人国立がん研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立循環器病研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立国際医療研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立成育医療研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立長寿医療研究センター</u> 、独立行政法人国立病院機構の病院、 <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u> の病院、 <u>社会保険病院</u> 、 <u>厚生年金病院</u> 、 <u>日本赤十字病院</u> 、 <u>社会福祉法人恩賜財団済生会</u> の病院、厚生農業	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

		社法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関		
--	--	--	--	--

		協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関		
--	--	--	--	--

(注1) (略)

(注1) (略)

B 国民生活・国民経済安定分野

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時に必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時に必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省

医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省	医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
<u>体外診断用医薬品製造業</u>	<u>B-2 B-3</u>	<u>体外診断用医薬品製造販売業</u> <u>体外診断用医薬品製造業</u>	<u>新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産</u>	<u>厚生労働省</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
医療機器修理業 医療機器販売業 <u>医療機器貸与業</u>	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 <u>医療機器貸与業</u>	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省	医療機器修理業 医療機器販売業 <u>医療機器貸与業</u>	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 <u>医療機器貸与業</u>	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な	厚生労働省	医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な	厚生労働省

			医療機器の 生産					医療機器の 生産	
再生医療等製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	厚生労働省	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
再生医療等製品製造業	B-2 B-3	再生医療等製品製造業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	厚生労働省	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省	ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
映像・音声・	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等	経済産業省	映像・音声・	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等	＝

文字情報制作業			発生時における国民への情報提供	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注2)・(注3) (略)

(2) (略)

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

(2) -1 情報収集

- ① 国は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。
 また、在外公館、国立感染症研究所（WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等）及び検疫所は、情報を得た場合には速やかに関係部局に報告する。情報収集源としては、以下のとおりとする。（厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省）
- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
 - ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
 - ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門
 - ・ 地方公共団体

文字情報制作業			発生時における国民への情報提供	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注2)・(注3) (略)

(2) (略)

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

(2) -1 情報収集

- ① 国は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。
 また、在外公館、国立感染症研究所（WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等）及び検疫所は、情報を得た場合には速やかに関係部局に報告する。情報収集源としては、以下のとおりとする。（厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省）
- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
 - ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
 - ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
 - ・ 地方公共団体

(2) -2 (略)

(3) ~ (5) (略)

(2) -2 (略)

(3) ~ (5) (略)